

## 重要事項説明書

## サポート 24 清田

## 1. 事業運営主体概要

運営法人の名称	サクシード株式会社
運営法人の代表者名	代表取締役 佐々木 史子
運営法人の所在地	北海道札幌市西区八軒1条西1丁目3-15 TEL 011-215-5138 FAX 011-215-5583
他の介護保険関連の事業	・訪問介護 第1号訪問事業 ・通所介護 第1号通所事業 ・(介護予防)訪問看護 ・居宅介護支援 ・居宅介護、重度訪問介護

## 2. 事業所概要

事業所の名称	サポート 24 清田
事業所の目的	本事業は、要介護の状態にある者に対し定期的な巡回又は随時の通報によりその者の居宅を訪問し入浴、排せつ及び食事等の介護もしくはその他の日常生活上の緊急時等の対応を行います また事業所は利用者が安心して生活を送る事が出来るよう援助を行うとともにその療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目的とします。
事業所の運営方針	・事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。 ・利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。 ・利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。 ・適切な介護技術をもってサービスを提供します。 ・常に提供したサービスの実施状況の把握及び評価を行います。
事業開始年月日	令和7年7月1日
保険事業者指定番号	0190503920
事業所の所在地等	北海道札幌市清田区清田3条2丁目7番4号 TEL 090-9325-5960 FAX 011-807-0388
設備の概要	相談室・事務室・会議室・手洗い場
管理者名	加茂 紘廉
営業日及び営業時間	営業日：全日 営業時間：24時間 サービス提供時間：24時間
運営の事業の実施地域	通常の実施地域は札幌市全域
緊急時の対応方法	主治医又は協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

### 3. 職員体制

#### (1) 職員の職種、員数

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務 (兼務する職種)	専従	兼務 (兼務する職種)	
管理者	1		(訪問介護職員)			介護福祉士
計画作成責任者	3	3	(訪問介護職員、オペレーター)			介護福祉士
オペレーター	15以上	15以上	(計画作成責任者、訪問介護職員)			介護福祉士
定期サービス 訪問介護員	20以上	19以上	(オペレーター)	1	(訪問介護職員)	介護福祉士 初任者、実務者研修
随時サービス 訪問介護員	20以上	19以上	(オペレーター)	1	(訪問介護職員)	介護福祉士 初任者、実務者研修

#### (2) 職員の職務内容

職員の職種	職務内容
管理者	事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業の実施に関し法令等を遵守させるための必要な指揮命令を行います。
オペレーター	随時訪問サービスを提供するに当たって、計画作成責任者や訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、利用者又はその家族に対し、随時連絡を受けた際には、迅速に対応し必要な援助を行います。
訪問介護員	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、自宅へ訪問し必要な援助を行います。
計画作成責任者	利用の申し込みに係る調整、サービスの内容の管理を行います。

### 4. 勤務体制

管理者	8 : 30 ~ 17 : 30
オペレーター	7 : 00 ~ 16 : 00 7 : 15 ~ 16 : 15 8 : 30 ~ 17 : 30 9 : 00 ~ 18 : 00 10 : 30 ~ 19 : 30 16 : 00 ~ 翌9 : 00 16 : 30 ~ 翌9 : 30
訪問介護員	7 : 00 ~ 16 : 00 7 : 15 ~ 16 : 15 8 : 30 ~ 17 : 30 9 : 00 ~ 18 : 00 10 : 30 ~ 19 : 30 16 : 00 ~ 翌9 : 00 16 : 30 ~ 翌9 : 30

## 5. サービス及び利用料等

### (1) サービス及び利用料

(保険給付サービスについては包括的に提供され、下記の基本料金表のとおり要介護度等に応じて定められた金額(省令により変動あり)が自己負担となる。)

保険給付サービス	訪問介護サービス	利用者の身体状況に応じた食事、入浴、排泄等の介護や調理、洗濯、掃除及び買い物等の日常生活上の支援を行います。また安否確認や健康チェック、見守り等の支援も行います。
	オペレーション及び随時の訪問	利用者からの通報内容に応じて、通話による相談援助のみの対応や医療機関等への通報、必要に応じて随時訪問サービスの提供を行います。但し、同時に複数の利用者に対して随時の訪問の必要性が生じた場合、緊急性の高い利用者を優先して訪問する場合があります
	家族の支援	家族への療養上の指導及び相談を行います。
	訪問看護事業所との連携	アセスメントやモニタリングの為、訪問看護事業所との連携を行います。
保険給付外サービス及び料金	駐車料金	駐車料金の実費 (訪問サービス利用の際、駐車場が発生した場合)
	ケアコール端末使用料	事業所への通報に係るケアコール端末の基本料金及び通信料は実費 (基本料・通信料は通信事業者の料金設定に準ずる)
	運営の事業の実施地域以外の交通費	1キロメートル当たり20円
	通院、外出介助における訪問介護員等の公共交通機関等の交通費	実費相当を請求いたします。

### (2) 基本料金表(1割負担の場合)

介護度別の利用単位数や負担額に関してはサービス利用料金表にて記載(別紙参照)。

※介護保険負担割合証の負担割合に準じる

## 6. サービス利用に当たっての留意事項

情報提供	利用に際しては、利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者提供すること。
定められた業務以外の禁止	生活援助では、家族の食事の準備・洗濯・利用者の居室以外の掃除や庭等の敷地の掃除は行いません。預金や貯金の引出しや預入れは行いません。 また、次に該当する行為は行いません。 ①医療行為 ②利用者もしくはその家族等からの物品の授受 ③サービス利用中の飲酒及び喫煙 ④利用者若しくはその家族等に対する宗教活動、政治活動及び営利活動 ⑤その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為 ⑥利用者不在中の介護サービスの提供
サービス内容の変更	サービス利用にあたり、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合、サービスの変更を行う際は、事業者がケアマネジャーに相談し了承を得た上で対応します。
備品等の使用	訪問介護サービス実施の為に必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。

## 7. 地域との連携等

介護・医療連携推進会議	利用者、地域の医療関係者、市町村職員、地域住民の代表者等により構成される介護・医療連携推進会議（半年に1回程度開催）を開催し、提供しているサービス内容の報告、又は地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報共有を行い、介護と医療の連携を図ります。また、会議の記録は公表します。
地域住民との連携	事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めます。

## 8. 苦情相談機関等

苦情相談窓口	サポート 24 清田 管理者 加茂 紘廉 TEL 090-9325-5960 FAX 011-807-0388
苦情処理の体制・流れ	1 利用者又は家族等から詳しい事情を聞くとともに、関係職員からも事情を聞く。 2 問題点を把握し管理者、オペレーター及び訪問介護員等で解決策を検討・調整する。（必要に応じて検討会議を行う） 3 検討後速やかに、問題の解決策について利用者及び家族等に説明し了承を得るとともに具体的な対応を行う。 4 苦情の内容等に関する記録を行う。 5 問題の解決後も、その改善状況について随時点検を行い再発防止に努める。
外部苦情申し立て機関	○北海道福祉サービス運営適正化委員会 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 3階 TEL 011-204-6310 ○北海道国民健康保険団体連合会 北海道札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 TEL 011-231-5161 ○福祉サービス苦情相談センター 北海道札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階 TEL 011-632-0550 ○その他、札幌市保健福祉局保健福祉部介護保険課や各区役所の保健福祉部保健福祉課にもご相談できます。

## 9. 事故発生時の対応

事故発生時の処置	サービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置や医療機関への連絡等必要な措置を講じるとともに利用者の家族等に連絡を行う。また、必要に応じて市町村に報告する。
損害賠償	賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。
事故後の措置	事故の状況及び事故に際して採った措置について記録するとともに事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずる。

## 10. 第三者による評価の実地状況

第三者による評価の実地状況	<input type="checkbox"/> あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	<input checked="" type="checkbox"/> なし		

1 1. その他の重要事項

<p>秘密保持</p>	<p>サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は予め文書により利用者及びその家族の同意を得る。</p>
<p>身体不拘束</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。</li> <li>・緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、文書にて利用者及び家族に説明し同意を得る。</li> </ul>
<p>虐待防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。</li> <li>・虐待の防止のための指針を整備する。</li> <li>・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。</li> <li>・前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。</li> <li>・事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。</li> </ul>
<p>事業継続計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症・非常災害の発生に係る事業継続計画を策定し、定期的に見直しを行う。</li> <li>・策定した計画に従業員に周知し、研修及び訓練を定期的（年1回以上）実施する。</li> </ul>
<p>衛生管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策委員会をおおむね6か月に1回以上開催し、結果に従業者に周知する。</li> <li>・感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。</li> <li>・研修及び訓練を定期的（年1回以上）実施する。</li> </ul>
<p>研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者の資質向上を図る為の研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。</li> <li>・採用研修 採用後3ヶ月以内</li> <li>・継続研修 年12回</li> <li>・一定の有資格者（看護師、介護福祉士等）を除くすべての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。</li> <li>・新たに採用した従業員に対しては、採用後1年以内に受講させる</li> </ul>

令和 年 月 日

事業者

所在地 北海道札幌市西区八軒1条西1丁目3-15

名称 サクシード株式会社

代表者 代表取締役 佐々木 史子 印

説明者 加茂 絃廉

私は、契約書および本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認し同意しました。

利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代筆者 氏名 \_\_\_\_\_ (代筆理由: \_\_\_\_\_ 為)

家族 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印